

令和9年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験における 特別選考C【講師経験者を対象とした特別選考】について

次のとおり実施する予定ですので、お知らせします。

1 概要

- (1) 2に示す特別選考出願要件を満たす者を対象として、令和9年度（令和8年実施）の岡山県公立学校教員採用候補者選考試験（以下「試験」といいます。）において、特別選考を実施します。
- (2) 標記の特別選考に出願せず、一般の試験に出願することもできます。
- (3) 詳しい内容は、令和8年4月中旬頃公表予定の「令和9年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項」（以下「要項」といいます。）をご覧ください。

2 特別選考出願要件

○ 特別選考C①【講師経験者を対象とした特別選考（前年度第1次試験合格者）】

次のいずれにも該当する者

- (1) 令和8年度（令和7年実施）の試験で、第1次試験の結果、第2次試験の受験資格を得た者。ただし、特別選考C①【講師経験者を対象とした特別選考】、特別選考E【教職経験者を対象とした特別選考】又は特別選考G【「理数系教員養成拠点構築プログラム」修了者を対象とした特別選考】で受験した者を除きます。
- (2) 要項において、全ての受験者に共通して求める受験資格を満たす者
- (3) 令和8年度、常勤講師等又は非常勤講師として岡山県の公立学校等で勤務している者
 - ※ 出願する者は、事前に所属長にその旨を伝えること。
 - ※ 「常勤講師等」とは、常勤講師、養護助教諭（市立高等学校に勤務する、週37.5時間勤務の者を含む。）、実習助手（兼講師の者のみ）、育児短時間勤務のための任期付短時間勤務職員をいいます。
 - ※ 「非常勤講師」は、県費負担の非常勤講師に限ります。
 - ※ 「岡山県の公立学校等」とは、県立の中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び市町村（組合）立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校並びに岡山大学附属の小学校、中学校、特別支援学校をいいます。ただし、岡山市立の小学校、中学校、義務教育学校は除きます。
 - ※ 「勤務している」とは、令和8年4月1日から要項に定める出願手続の受付期間の最終日までの間に、勤務実績がある場合をいいます。
 - ※ 特別選考の対象となる校種・職種及び教科（科目）は、令和8年度（令和7年実施）の試験で受験したものと同一（中高併願で出願した者は、第2次試験の受験資格を得た校種・職種）としますが、令和8年度、常勤講師等又は非常勤講師として勤務している学校の校種・職種及び教科（科目）等は問いません。
 - ※ 同一校種・職種及び教科（科目）等であっても、枠を越えての出願はできません。

例：小学校

令和8年度試験での第1次合格校種	令和9年度試験の出願可能先
小学校	→ ○ 小学校 → × 小学校（地域枠）
小学校（地域枠）	→ × 小学校 → ○ 小学校（地域枠）

- ※ 令和8年度（令和7年実施）の試験で、出願した校種・職種及び教科（科目）等の教諭普通免許状を取得見込みで受験して第1次試験を合格した者が、令和8年3月31日までに当該免許状を取得できなかつた場合は、特別選考C①に出願することはできません。
- ※ 令和8年度（令和7年実施）の試験で、特別選考F②「教師への道」研修修了者かつ「大学3年次等チャレンジ選考」合格者を対象とした特別選考] 又は特別選考H「[「大学3年次等チャレンジ選考」合格者を対象とした特別選考] で受験して第1次試験を合格した者が、令和7年度中に在籍している大学等を卒業できなかつた場合は、特別選考C①に出願することはできません。

○ 特別選考C② [講師経験者を対象とした特別選考（経験年数）]

次のいずれにも該当する者

- (1) 令和4年4月から令和8年5月までの間に、岡山県の公立学校等で、常勤講師等又は臨時学校栄養職員（常勤に限る。）として、^(注) 通算24か月以上の勤務経験を有する者
- (2) 要項において、全ての受験者に共通して求める受験資格を満たす者
- (3) 令和8年度、常勤講師等、非常勤講師又は臨時学校栄養職員として岡山県の公立学校等で勤務している者
- ※ 出願する者は、事前に所属長にその旨を伝えること。
- ※ 「常勤講師等」、「非常勤講師」、「岡山県の公立学校等」及び「勤務している」の定義については、特別選考C①「[講師経験者を対象とした特別選考（前年度第1次試験合格者）]」の受験資格を参照ください。
- ※ 常勤講師等又は臨時学校栄養職員（常勤に限る。）として、経験年数を通算する際の校種・職種及び教科（科目）等は問いません。
- ※ 令和8年度、常勤講師等、非常勤講師又は臨時学校栄養職員として勤務している学校の校種・職種及び教科（科目）等は問いません。
- (注) 勤務経験の通算に当たっては、発令期間が月内に1日でもあれば、当該月は経験月として計算します。

3 その他

(1) 講師登録

講師登録については、随時受け付けています。登録の方法等については、岡山県教育庁教職員課のホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/site/16/detail-2521.html>) をご覧ください。

県外在住の方は、オンラインでの登録面接にも対応しますので、ご希望の場合はご連絡ください。

(2) 問い合わせ先

岡山県教育庁教職員課評価・企画班 電話番号 (086)226-7915